

春日井市農地利用効率化等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、産地の収益力強化と担い手の経営発展の推進を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。次条において「国実施要綱」という。）に基づき、農地利用効率化等支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この交付金は、国実施要綱に基づいて行う事業（以下「支援事業」という。）に要する経費の交付を受けようとする農業者等補助対象者（以下「補助対象者」という。）に交付するものとする。

(対象事業及び交付率)

第3条 この交付金の対象事業及び交付率は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の交付が適正であると認めたときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金交付決定通知書（第2号様式）により、補助対象者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

（変更交付申請）

第6条 補助対象者は、交付金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金変更交付申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請があったときは、速やかに審査し、適正であると認めたときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助対象者が、交付の申請を取り下げようとするときは、第5条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に春日井市農地利用効率化等支援交付金交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

（支援事業の遂行）

第8条 補助対象者は、法令の規定並びに交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、交付金を他の用途に使用してはならない。

（着工）

第9条 事業の着工は、原則として第5条の交付決定後に行うものとし、交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した春日井市農地利用効率化等支援交付金に係る交付決定前着工届（第6号様式）により市長に届け出るものとする。この場合において、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。

2 補助対象者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を春日井市農地利用効率化等支援交付金に係る着工（契約）届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

（状況報告及び立入検査等）

第10条 市長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該支援事業の遂行状況について報告を求め、又はその職員にその事務所若しくは事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（支援事業の遂行等の指示等）

第11条 市長は、補助対象者が提出する報告等により、支援事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助対象者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行を一時的に停止することを命ずるものとする。

（しゅん工）

第12条 補助対象者は、事業がしゅん工した場合には、速やかにその旨を春日井市農地利用効率化等支援交付金に係るしゅん工（納入）届（第8号様式）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第13条 補助対象者は、支援事業が完了したときは、支援事業の成果を記載した春日井市農地利用効率化等支援交付金実績報告書（第9号様式）に市長が定め

る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を農地利用効率化等支援交付金の消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、春日井市農地利用効率化等支援交付金確定通知書（第11号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査その報告に係る支援事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業について準用する。

（交付金の交付時期等）

第16条 交付金は、第14条の規定により確定した額を支援事業の終了後に交付す

るものとする。ただし、支援事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当であると市長が認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

（交付金の交付請求）

第17条 第14条の規定による通知を受けた補助対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金精算請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条ただし書の規定により交付金の交付を受けようとするときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金概算払請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金交付決定取消通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（交付金の返還等）

第19条 市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分について、既に交付金が交付されているとき、又は補助対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金返還通知書

(第15号様式)により通知し、返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の返還の命令に係る交付金の交付決定の取消しが、前条第2項の規定によるものである場合において、病気、災害等のやむを得ない事情があると認めるときは、春日井市農地利用効率化等支援交付金返還免除申請書（第16号様式）を市長に提出することにより、返還の命令を取り消すことができる。

(帳簿及び書類の備え付け)

第20条 補助対象者は、当該支援事業に関する帳簿、財産管理台帳（第17号様式）及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助対象者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が交付金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

別表

	対象事業	交付率
1	融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 融資主体支援計画（目標地図の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。）に基づき、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市長が認める者を含む。）が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 イ 農地等の造成、改良又は復旧 (2) 追加的信用供与補助事業 融資主体支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1) の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。	3／10以内 個別の支援計画において愛知県から事前に承認された額
2	地域農業構造転換支援タイプ 地域農業構造転換型補助事業 地域農業構造転換支援計画（目標地図の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。）に基づき、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市長が認める者を含む。）が農地引受力の向上等を目的として行う以下の(1) から(3)までに掲げる取組に対して助成を行うものとする。	対象事業の欄の２の(1)及び(2)の事業 3／10以内 対象事業の欄の２の(3)の事業

なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 (1) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 (2) 農地等の造成、改良又は復旧 (3) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械のリースによる導入	個別の支援計画において愛知県から事前に承認された額
3 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからオに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得 イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備 エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農用機械（法定耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得 オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強 (2) 追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償	3／10以内 個別の支援計画において愛知県から事前に承認された額

却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。	認された額
4 条件不利地域支援タイプ 条件不利地域型補助事業 条件不利支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。）に基づき行う以下の（１）及び（２）の取組に対して助成を行うものとする。なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 （１）農業用機械等の導入 - ア 農業用機械等の取得 - イ 乾燥調製に必要な乾燥機、粃摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備 - ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備 - エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 - オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備 - カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 - キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備 - ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備 - ケ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備 - コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 - サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備 （２）簡易な基盤整備 - ア 区画整理 - 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備 - イ 畦畔整備 - 畦畔の除去及び改善 - ウ 用排水整備 - 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修 - エ 農道整備 - 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良 - オ 農地保全整備	１／２以内 ただし、農業用機械を対象とする場合にあっては１／３以内（水稻直播機、細断型ローラー、稲発酵粗飼料用ローラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を対象とする場合を除く。）

客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備 カ 建物用地整備 新規就農者（事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者をいう。以下同じ。）のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成 キ 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請	
--	--